

北九州ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業実施計画に係る認可について

環境事業団は、平成13年11月1日付で、北九州ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業の事業実施計画について、環境大臣の認可を受けました。

1. 13年10月11日、末吉北九州市長から川口環境大臣に対し、安全な処理を確保すること等の市が求める条件が満たされるならば、北九州市において、環境事業団によるポリ塩化ビフェニル廃棄物の広域的処理事業を受け入れるとの回答がありました。
2. これを受けて、環境事業団では、以下の「北九州ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業実施計画」を策定し、同計画について平成13年11月1日付で環境大臣の認可を得ました。

北九州ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業実施計画

1 事業の名称

この事業の名称は、北九州ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業と称する。

2 事業の目的

この事業は、5(1)に掲げる17県の区域内に存するポリ塩化ビフェニル廃棄物の広域的かつ適正な処理を図ることを目的とする。

3 事業の種類

この事業は、環境事業団法(昭和40年法律第95号)第18条第1項第6号の規定に基づきポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理並びに当該処理を行うための施設の設置及び改良、維持その他の管理を行うものである。

4 事業を実施する場所

福岡県北九州市若松区響灘地区

5 処理並びに処理施設の設置及び管理の計画

(1) 処理の計画

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域内に存するポリ塩化ビフェニル廃棄物を処理し、これに含まれるポリ塩化ビフェニル約11,000トン(ポリ塩化ビフェニル100%換算)を分解する。

(2) 処理施設の設置及び管理の計画

[1] 処理施設の設置の計画

ア 処理施設の整備にあたっては、2期に期分けして工事を行うこととし、当該整備された施設が一体として本事業の目的を達することができるように設置することとする。

イ 第1期工事においては、北九州市の区域内に存する高圧トランス及び高圧コンデンサがポリ塩化ビフェニル廃棄物となったものを2年間で処理するための処理施設を整備する。

処理能力：0.5トン/日（ポリ塩化ビフェニル分解量）

ウ 第2期工事においては、上記処理施設で処理するポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のものを処理するための処理施設を整備する。

処理能力：6トン/日（ポリ塩化ビフェニル分解量）

エ 処理方法は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の5第2号ニからへまでの規定に基づき環境大臣が定める方法とする。

[2] 処理施設の管理の計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき北九州市長に提出する同項第7号の産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に適合した管理を行う。

6 事業の着手及び完了の予定時期

（1）事業の着手の予定時期	平成13年10月
（2）施設設置の完了の予定時期	平成19年11月
（第1期整備施設については	平成16年11月）
（3）処理の開始の予定時期	平成16年12月
（4）処理の完了の予定時期	平成27年 3月
（5）事業の完了の予定時期	平成28年 3月

7 事業に要する費用及びその調達

（1）事業に要する費用

総事業費	821億円
施設整備費	411億円
その他経費	410億円

（2）事業に要する費用の調達

事業に要する費用については、施設の設置に係る国庫補助金、政府保証借入金、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金等により調達するものとし、借入金については、処理料金を徴収することにより生ずる収入により償還する。

8 その他事業に関する重要事項

（1）本事業の実施にあたっては、処理の安全性を確保するとともに、積極的に情

報公開を行うこととする。

そのため、本事業に係る情報を一元的に集約・管理することによって、事業関係者や北九州市民が情報を共有できるようにする。

- (2) 処理を行うにあたっては、まず北九州市の区域内に存するポリ塩化ビフェニル廃棄物を、次いで、福岡県（北九州市を除く。）の区域内に存するポリ塩化ビフェニル廃棄物を先行して処理することとする。